

永谷池災害復旧工事の遅延事案の関係職員の処分について

平成29年度 第166号 永谷池21号災害復旧工事の業務において、土質調査に予期せぬ日数を要したが、工期内完了が可能と判断を誤り、年度末までに事業が完了できない事態となりました。このため国庫補助金が見込めなく、3月29日の専決により一般財源での補正予算で工期延長し対応することとなりました。

このことにより、市財政に負担を及ぼし、また、耕作者に対しご迷惑をおかけしましたことを重く受け止めるとともに、市に対して市民の皆様からの信用を失墜したことを深くお詫び申し上げます。

この度、この件について関係者の聞き取りを行い、原因等について調査した結果、関係職員及び管理職に対し、下記のとおり処分を行いましたので報告いたします。

1. 懲戒処分

戒告	産業経済部	室長	57歳	男
	建設部（前産業経済部）	係長	47歳	男

2. 人事管理上の処分

文書厳重注意	産業経済部	課長	50歳	男
	産業経済部	理事	58歳	男
	産業経済部	部長	59歳	男
口頭厳重注意	産業経済部	課長補佐	49歳	男
	総務部（前産業経済部）	主事	29歳	男

3. 処分日

令和元年6月11日